

令和8年3月議会案概要書 市議会定例会（当初予算等分）

追加提出分

<議案>

A 条例案件（1件）

1 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の引き上げ、子ども・子育て支援納付金に関する規定の新設等を行うもの。

（１）保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の引き上げ

「６６０，０００円」 → 「６７０，０００円」

（２）子ども・子育て支援納付金賦課額の新設

新たに子ども・子育て支援納付金賦課額を徴収することとする。その額は、次に掲げるものの合算額とし、賦課限度額は３０，０００円とする。

ア 所得割額 被保険者に係る所得割基礎額に１０，０００分の３１を乗じて得た額

イ 被保険者均等割額 被保険者１人につき１，３４０円

ウ 世帯別平等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 ８６０円

（イ）特定世帯 ４３０円

（ウ）特定継続世帯 ６４５円

エ １８歳以上被保険者均等割額 １８歳以上被保険者１人につき８０円

（３）子ども・子育て支援納付金賦課額の減額

ア 低所得者に対する子ども・子育て支援納付金賦課額の減額

- イ 18歳未満被保険者に係る被保険者均等割額の減額
- ウ 未就学児の被保険者均等割額の減額
- エ 出産被保険者の子ども・子育て支援納付金賦課額の減額

(4) 低所得者に対する保険料の軽減措置に係る所得判定基準の改正

- ア 5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準における被保険者数に乗ずる金額

「305,000円」 → 「310,000円」

- イ 2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準における被保険者数に乗ずる金額

「560,000円」 → 「570,000円」

(5) その他規定の整備

(6) 施行期日 令和8年4月1日